

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	地方税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東栄町は、個人住民税、法人市民税、軽自動車税、固定資産税の賦課および収納・滞納管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東栄町長

公表日

令和6年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税に関する事務
②事務の概要	＜個人住民税賦課事務＞ 地方税法及び東栄町税条例に基づき、町内に住所を有する個人、町内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有する個人で町内に住所を有しないもの又は法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で町内に事務所若しくは事業所を有するものに町民税を賦課し、及び徴収し、並びに個人からの申請により町民税の減免を行う事務である。また、個人道府県民税については、地方税法第41条第1項の規定により「当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行う」とされていることから、個人町民税と併せて賦課及び徴収を行う。 番号法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務等で取り扱う。 ①個人町民税に係る税額の決定又は更正、納税通知書の送達及びその徴収 ②個人町民税の減免 ＜法人住民税賦課事務＞ 地方税法及び東栄町税条例に基づき、町内に事務所若しくは事業所を有する法人又は町内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で当該町内に事務所若しくは事業所を有しないものに町民税を賦課し、及び徴収し、並びに法人からの申請により町民税の減免を行う事務である。 番号法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務等で取り扱う。 ①法人町民税に係る税額の決定又は更正、納税通知書の送達及びその徴収 ②法人町民税の減免 ＜軽自動車税賦課事務＞ 地方税法及び東栄町税条例に基づき、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車等の所有者に対して、軽自動車税を賦課し、及び徴収し、並びに所有者からの申請により軽自動車税の減免を行う事務である。 番号法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務等で取り扱う。 ①軽自動車税に係る税額の決定又は更正、納税通知書の送達及びその徴収 ②軽自動車税の減免
③システムの名称	個人住民税システム、法人住民税システム、軽自動車税システム、収納管理・口座管理システム、滞納管理システム、申告支援システム、地方税ポータルシステム(eLTAXシステム)、国税連携システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル、法人住民税情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、固定資産税情報ファイル、収納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表の24項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	＜情報照会の根拠＞ 番号法 第19条第7号、別表第二 第48項 ＜情報提供の根拠＞ 番号法第19条第7号 別表第二1, 2, 3, 4, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 42, 48, 49, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 67, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 106, 108, 115, 124, 125, 129, 130, 132, 137, 138, 140, 141, 142, 144, 147, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務会計課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒449-0292 愛知県北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑25番地 総務課 電話:0536-76-0501
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒449-0292 愛知県北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑25番地 税務課 電話:0536-76-1814
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	自庁システム側において、必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定している。	

變更箇所

[illegible]